

I 安心してらせる福祉・医療の基盤整備

【柱】	【主な施策】	【部局】
地域医療システムの整備・充実	1 地域医療の機能別整備	衛生部
	2 救急医療体制の強化	衛生部
	3 医療事故防止対策の充実	衛生部
	4 県立病院の機能整備	衛生部
保健・医療・福祉を担う人材の確保	5 保健・医療・福祉人材の養成・確保	衛生部
	6 保健・医療・福祉人材の定着対策の充実	衛生部
	7 保健・医療・福祉現任者教育の充実と専門性の向上	衛生部
生涯を通じた健康づくりの推進	8 生活習慣病対策の推進	衛生部
	9 8020運動（歯科保健）の推進	衛生部
	10 母子保健の推進	衛生部
疾病対策の充実強化	11 難治性疾患対策の充実	衛生部
	12 感染症対策の充実	衛生部
エイズ対策の総合的推進	13 エイズに関する教育、普及・啓発活動の充実と 民間活動への支援	衛生部
	14 エイズに関する相談・検査及び医療体制の充実	衛生部
医薬品などの安全確保、適正使用 及び献血の推進	15 医薬品などの品質・安全確保対策の充実強化	衛生部
	16 医薬品の適正使用の推進	衛生部
	17 献血の推進	衛生部
共に生き、支え合う社会づくりをめざす 地域福祉の推進	18 地域における福祉コミュニティづくりの促進	福祉部
	19 福祉サービスの利用者支援と質の向上	福祉部
	20 権利擁護の推進	福祉部
高齢者が安心してらせる保健福祉の充実	21 介護保険制度の定着と適切なサービスの提供	福祉部
	22 介護保険施設などの着実な整備	福祉部
	23 高齢者の介護予防などの取組みの充実	福祉部
	24 高齢者の社会参画活動への支援	福祉部
身体・知的障害者が地域社会で 自立し生活できる環境の整備	25 支援費制度に基づく福祉サービスの充実	福祉部
	26 身体・知的障害者の日常生活への支援の充実	福祉部
	27 身体・知的障害者の就労・社会参加の促進	福祉部
	28 障害特性を踏まえた民間障害福祉施設などの整備・充実	福祉部
メンタルヘルス対策と 精神障害者が自立し生活できる環境の整備	29 こころの健康づくりの推進	衛生部
	30 精神保健医療の充実	衛生部
	31 精神障害者福祉の充実	衛生部
県立社会福祉施設の再整備	32 県立社会福祉施設の再整備	福祉部
福祉のまちづくりの推進	33 福祉のまちづくりの推進	福祉部
ホームレスの自立支援の促進	34 ホームレスの自立支援の促進	福祉部

【部局】：【主な施策】は複数の部局にわたる取組みによって構成される場合もありますので、窓口となる部局を表しています。
問い合わせ先は、それぞれの総務室（防災局は災害対策課、警察本部は警務課企画室）となります。

【地域医療システムの整備・充実】

1 地域医療の機能別整備

県民が病状に応じて適切な医療が受けられるよう、かかりつけ医から高度専門的な医療機関まで、それぞれの機能に応じた整備を進めるとともに、市町村が進める地域医療連携事業への支援や新たなニーズに対応した医療機能を確保します。

2 救急医療体制の強化

県民が迅速で適切な医療を受けられるよう、**初期、二次、三次の各救急医療体制や小児救急、周産期救急などの特殊救急を含めた救急医療体制の整備（PJ8）**を進めるとともに、**ドクターヘリの安定的な運用（PJ8）**を進めます。また、救命率を向上するための救急医療情報システムなどの充実強化を図ります。

<周産期救急>

妊娠・出産から新生児に至る総合的な医療の中で、生命にかかわる危険を持ち、特別な観察や治療、看護を必要とする出生前後の母子を対象とした救急医療のことをいいます。特に、危険度の高い妊娠中毒症や切迫早産などの合併症や胎児の疾患などにより緊急措置が必要な母胎及び超低出生体重児への対応などが求められる中で、その整備が進められています。

3 医療事故防止対策の充実

県民が安心して医療を受けられるよう、県民の医療に関する相談窓口を明確にするとともに、相談内容に迅速で適切な対応をするための体制を整えます。また、医療事故防止に各医療機関、医療関係団体が主体的に取り組むよう、医療関係団体と協力して医療機関を対象とした講習会を開催します。

4 県立病院の機能整備

地域の医療ニーズや地域における医療供給体制などを踏まえ、県民医療ニーズの高い疾病や難治性疾患に応える高度・専門医療や救急医療、地域医療への支援などの対策を進めるため、**県立病院の機能整備（PJ7、8）**に取り組みます。

【保健・医療・福祉を担う人材の確保】

5 保健・医療・福祉人材の養成・確保

高度専門医療の進展や職域拡大に対応した質の高い保健・医療・福祉人材の養成・確保のため、**県立保健福祉大学での人材養成（PJ3）**や**県立の看護専門学校の再編整備（PJ3）**、**民間養成・実習施設への支援（PJ3）**など、新規人材の養成を図るとともに、**再就業の促進（PJ3）**や**看護師や理学療法士などへの修学資金貸付事業の充実（PJ3）**などによる人材の確保を進めます。

6 保健・医療・福祉人材の定着対策の充実

保健・医療・福祉の各分野で活躍する職員が誇りと生きがいをもって仕事を続けることができるよう、人材の定着対策として、就労環境の向上や**院内保育の促進（PJ3）**など、魅力ある職場づくりに取り組みます。

7 保健・医療・福祉現任者教育の充実と専門性の向上

医療の高度化などに伴う多様なニーズに対応するため、実践教育センターやかながわ福祉人材研修センターなどにおける**現任者教育の充実強化（PJ3）**を図り、**保健・医療・福祉の各分野における専門性の高い人材育成（PJ3）**を進めます。

※（PJ〇〇）は、当該戦略プロジェクトを構成する施策・事業であることを示します。

【生涯を通じた健康づくりの推進】

8 生活習慣病対策の推進

県民一人ひとりの生活習慣病予防を支援するため、健康づくり運動や正しい健康づくりの情報提供の充実などを進めます。特に県民の死因の3割を占めるがんについては、**生活習慣の改善や早期発見による予防対策（PJ7）**のほか、**地域がん診療拠点病院の指定（PJ7）**、**ターミナルケア体制の整備（PJ7）**にも取り組みます。

<ターミナルケア>

終末期の介護のこと。今日の医学で治る見込みがない末期患者に対して積極的にケアと精神的支援を心がけるケアをいいます。人生最後の時をなるべく心身の苦痛や不安を少なく人間らしく意義深く送ることが注目される中で、その整備に向けた取り組みが進められています。

9 8020運動（歯科保健）の推進

歯牙萌出期の乳児から高齢者まで、ライフステージに応じた施策の展開により、生涯にわたって健康な歯が維持できるよう、歯科保健対策を充実します。また、障害児者（療養者）などに対しては、摂食機能障害によって引き起こされる誤嚥（ごえん）性肺炎や窒息の予防などの支援に取り組みます。

<8020運動>

8020（ハチマル・ニイマル）運動とは、生涯を通じて健康的な生活を送るために、80歳で自分の歯を20本以上残せるよう、乳幼児期からの歯の健康づくりを進めていくものです。

10 母子保健の推進

生涯を通じた女性の健康保持・増進を図るための支援や不妊に悩む方への相談体制を充実します。また、聴覚に障害のある乳幼児の育児支援や、特定の慢性疾患に罹患した小児の医療費などに対する公的助成を行うことにより、子どもが健やかに成長できるよう支援します。

【疾病対策の充実強化】

11 難治性疾患対策の充実

難治性疾患の患者や家族が地域で安心して療養し、生活ができるよう、保健・医療・福祉が連携した相談・支援体制の充実を図るとともに、腎臓、角膜及び骨髄移植を進め、腎臓・肝臓疾患に関する感染予防や重症化防止のための普及・啓発を促進します。

12 感染症対策の充実

重症急性呼吸器症候群（SARS）など新たな感染症の脅威から県民の健康を守るため、情報収集・提供体制の整備とともに、**感染症指定医療機関の機能強化（PJ8）**や感染症に対応する人材の養成・確保を進めます。

<感染症の脅威>

重症急性呼吸器症候群（SARS）などのこれまで知られていなかった新たな感染症が、近年数多く出現しているとともに、近い将来克服され则认为されていたマラリアなどの感染症が人類に再び脅威を与えています。また、国際交流の活発化や航空機の大量輸送などにより、感染症は地球規模でまん延する時代を迎えています。

【エイズ対策の総合的推進】

13 エイズに関する教育、普及・啓発活動の充実と民間活動への支援

県民がエイズに関する正しい知識を持つとともに、偏見差別のない社会の実現をめざし、普及・啓発活動や学校におけるエイズ教育を進めます。また、患者、感染者が社会の一員としてくらし、いけるよう、ボランティアを育成し、その活動を支援します。

14 エイズに関する相談・検査及び医療体制の充実

エイズ患者・HIV感染者が、地域において安心して適切な医療が受けられるとともに、いつでも気軽に相談や検査が受けられるための体制づくりの充実などに努めます。

【医薬品などの安全確保、適正使用及び献血の推進】

15 医薬品などの品質・安全確保対策の充実強化

安全な医薬品などの流通を図るため、医薬品・医療機器の製造工程管理や市販後の安全対策の充実を指導するとともに、ダイエット健康食品など医薬類似品に対する監視・検査を強化し、違法な医薬品の排除を進めます。

16 医薬品の適正使用の推進

県民一人ひとりが医薬品を安心して使用できる環境を実現するため、医薬品適正使用体制の整備やかかりつけ薬局の定着促進を図ります。

17 献血の推進

県民の医療に不可欠な血液製剤を献血でまかなえるよう、献血に対する県民の理解を深めるとともに、血液を有効に利用するため、血液製剤の適正使用を進めます。

【共に生き、支え合う社会づくりをめざす地域福祉の推進】

18 地域における福祉コミュニティづくりの促進

神奈川県社会福祉協議会（かながわともしびセンター、かながわボランティアセンター）に対する支援などにより福祉意識の普及・啓発を進めるとともに、ボランティア活動、当事者活動などを支援します。また、「地域福祉コーディネーター」の養成など、地域における福祉コミュニティづくりを進めます。

<当事者活動>

疾病や障害などの共通の悩みを抱える人たちが、自らの課題を解決するために、体験などを分かち合いながら共に支え合っていく主体的な活動

<地域福祉コーディネーター>

地域福祉コーディネーターは、地域の中でだれもが孤立することなく、安心してくらし続けることができるように、地域の課題やニーズを受け止め、制度化されたサービスと住民による支え合い活動をつなぐなど、地域での生活を支えるネットワークづくりを進める人です。

19 福祉サービスの利用者支援と質の向上（PJ1）

福祉サービスの利用制度の下で、利用者が自分に合った質の高いサービスを選択し、安心して利用できるよう、福祉サービスの第三者評価を普及・推進するとともに、福祉サービスの苦情解決体制や利用援助事業を充実し、利用制度を支える環境づくりを進めます。

20 権利擁護の推進

だれもが、自分らしく自立した生活を送ることができるよう、かながわ権利擁護相談センターが行う障害者や高齢者などの権利擁護相談事業や総合療育相談センターが行う児童の権利擁護の取組み（PJ15）などを進めます。

【高齢者が安心してくらすせる保健福祉の充実】

21 介護保険制度の定着と適切なサービスの提供

在宅重視を基本理念とする介護保険制度の円滑な運営と定着を一層進め、**要介護者などが必要とするサービス提供の確保と拡充（PJ2）**に向けた取組みを進めます。また、要介護者などの意向や状況に即した適切なサービスを利用できるよう、サービスの質の向上に努めるとともに、情報提供の充実に努めます。

※（PJ〇〇）は、当該戦略プロジェクトを構成する施策・事業であることを示します。

22 介護保険施設などの着実な整備

特別養護老人ホームの入所待機者の解消をめざし、**介護保険施設の着実な整備（PJ2）**を進めるとともに、**痴呆性高齢者グループホーム、ケアハウス、有料老人ホームなど多様な施設の設置（PJ2）**に努めます。

23 高齢者の介護予防などの取組みの充実

自立に不安のある高齢者が要介護状態になったり、状態が悪化しないようにするための取組みを重視し、保健・医療・福祉の連携の下で**介護予防や健康づくりを進める（PJ2）**とともに、痴呆性高齢者対策を進めます。

24 高齢者の社会参画活動への支援

高齢者の健康・生きがいづくりの推進を図るため、文化・スポーツ活動の場の提供を進めるとともに、地域で老人クラブが行う社会参画活動などへの支援を行います。

【身体・知的障害者が地域社会で自立し生活できる環境の整備】

25 支援費制度に基づく福祉サービスの充実

支援費制度にかかるホームヘルプサービスなどの在宅福祉サービスや施設サービスの充実に努めるとともに、**居住の場であるグループホーム（生活ホーム）の設置・運営を支援（PJ4）**し、自己選択・自己決定に基づき福祉サービスを利用できるよう、**相談窓口や情報提供の充実（PJ4）**に努めます。

<支援費制度>

障害者本人のニーズや生活実態に基づいて、必要な障害者福祉サービスを利用できる制度で、2003年4月に施行されました。市町村が支給決定した範囲内で、ホームヘルプサービスなどの居宅サービスや、授産・更生施設などの施設サービスを自分で選択し、サービス提供者と直接契約し、利用できるようになりました。

26 身体・知的障害者の日常生活への支援の充実

身体・知的障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、ピアカウンセリングや生活支援講座などの自立支援を行う自立生活センターの設置、視覚・聴覚障害者への情報提供及び障害者の食生活など、日常生活を支援する体制を充実します。

<ピアカウンセリング>

障害のある人に対して、同じく障害のある人が対等の立場で行うカウンセリングのことをいいます。ピアは、「仲間・同僚」と訳されます。

27 身体・知的障害者の就労・社会参加の促進

身体・知的障害者の生きがいを高め、社会参加を促進するため、**地域作業所、福祉的就労協力事業所などの就労の場を充実（PJ4）**するとともに、多様なニーズに対応する社会参加促進事業の一層の充実、障害者スポーツ及び障害者による文化活動の振興を図ります。

28 障害特性を踏まえた民間障害福祉施設などの整備・充実

身体・知的障害者の高齢化・重度化などに対応した障害福祉施設の整備を促進し、在宅の重症心身障害児者に対する日常生活動作や運動機能の訓練などを行う**通園事業の充実（PJ4）**を図るとともに、自閉症や難聴幼児など、**狭間にある障害に対応した支援センターの設置を促進（PJ4）**します。

【メンタルヘルス対策と精神障害者が自立し生活できる環境の整備】

29 こころの健康づくりの推進

こころの健康の保持・増進のために、広く県民に普及・啓発活動を行うとともに、個別の電話・面接活動を通して種々の相談に応えていきます。また、自殺や引きこもり、PTSD（心的外傷ストレス障害）などを防止するための啓発などを行います。

30 精神保健医療の充実

精神障害者が、必要なときに迅速かつ病状に合った治療を受けられるよう、病状が悪化した時に即応できる受付窓口の充実や入院できる病床（保護室）の充実を図りつつ**精神科救急医療事業を拡充（PJ5）**します。

31 精神障害者福祉の充実

地域の支援体制が整っていないために退院できない精神障害者や在宅の精神障害者が自立した地域生活を送ることができるよう、**地域生活支援センターや社会復帰施設などの整備（PJ5）**を図るとともに、**在宅サービスの促進（PJ5）、就労の場の確保（PJ5）**をめざします。

【県立社会福祉施設の再整備】

32 県立社会福祉施設の再整備

福祉を取り巻く社会状況の変化に伴う新たなニーズに対応するため、おおいそ学園、**中里学園（PJ15）**、ひばりが丘学園をはじめとした県立社会福祉施設の役割や機能を検証し、再整備を進めます。

【福祉のまちづくりの推進】

33 福祉のまちづくりの推進

障害者、高齢者などすべての県民が安心して快適に生活し、自由に移動できるよう、**公共的な施設や交通環境の整備（PJ6）、都市公園施設のユニバーサルデザイン化（PJ6）**に取り組むほか、**段差のない歩道の整備など移動空間のバリアフリー化（PJ6）**を図り、福祉的配慮のされたまちづくりを進めます。

<ユニバーサルデザイン>

ユニバーサルデザインは、製品、建物、環境を障害のある人、高齢者、子ども、外国人、けがをしている人や妊娠中の人など、あらゆる人が利用できるようにデザインするという考え方です。あらかじめバリアのない環境をつくっていこうという意味で、バリアフリーの考え方と共通します。

【ホームレスの自立支援の促進】

34 ホームレスの自立支援の促進

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされ、健康で文化的な生活を送ることができないホームレスを支援するため、広域的観点から市町村が実施する各種施策が円滑に進められるよう、市町村間の調整や情報提供を行うとともに、必要に応じた自立支援策を実施します。

※（PJ〇〇）は、当該戦略プロジェクトを構成する施策・事業であることを示します。